



一般社団法人 日本化学工業協会  
Japan Chemical Industry Association

# 悪用防止対象化学物質の 流通管理の指針

改訂 令和7年3月

平成9年3月

一般社団法人 日本化学工業協会



レスポンシブル・ケア

# 目 次

|                                                                                                     |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 指針作成・改訂の趣旨                                                                                          | 1  |
| 悪用防止対象化学物質の流通管理の指針                                                                                  | 3  |
| 1. 目的                                                                                               | 3  |
| 2. 用語の定義                                                                                            | 3  |
| 3. 「悪用防止対象化学物質」                                                                                     | 4  |
| 4. 個々の「事業者」が実施すべき事項                                                                                 | 5  |
| 4. 1 製造事業者・輸入事業者・販売事業者が実施すべき事項                                                                      | 5  |
| (1) 管理体制の整備等                                                                                        | 5  |
| (2) 「悪用防止対象化学物質」のリストアップ並びに関係取引先のリストアップ等<br>社内管理資料・情報の整備                                             | 5  |
| (3) 「悪用防止対象化学物質」の流通管理のための資料の社外関係先への提供と<br>周知・徹底及び関連情報のフィードバック等企業間の連携                                | 6  |
| (4) 売買契約及び決裁等に関する規程類の整備                                                                             | 7  |
| (5) 不審な引合いや注文の判断基準と対処基準の整備                                                                          | 8  |
| (6) 物流管理                                                                                            | 9  |
| (7) 社内教育の実施                                                                                         | 10 |
| (8) 実施状況の調査                                                                                         | 11 |
| 4. 2 物流事業者が実施すべき事項                                                                                  | 11 |
| 4. 3 使用事業者が実施すべき事項                                                                                  | 12 |
| 4. 4 試験・研究で使用する際に実施すべき事項                                                                            | 12 |
| 4. 5 化兵法に関する製造事業者が実施すべき事項                                                                           | 12 |
| 5. 「事業者団体」等における事業者間の連携                                                                              | 12 |
| 6. その他                                                                                              | 13 |
| 付属資料－1－1 : 「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」施行令(政令 192 号)<br>に規定する特定物質、第一種指定物質及び第二種指定物                      | 15 |
| －1－2 : 「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」における届出しきい値                                                          | 22 |
| －1－3 : 「輸出貿易管理令」別表第1の3項(1)軍用の化学製剤の原料となる物質のうち、<br>「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」に基づく特定物質及び<br>指定物質以外の化学物質 | 23 |
| －2 : 悪用防止対象化学物質に関わる通知書(例)                                                                           | 27 |
| －3 : 悪用防止 対象化学物質に関わる確認書(例)                                                                          | 27 |
| －2 別表: 悪用防止対象化学物質リスト(例)                                                                             | 28 |
| 「悪用防止対象化学物質の流通管理の指針」作成委員                                                                            | 29 |

## 指針作成・改訂の主旨

化学物質の流通経路は複雑で、多くの事業者が関与しており、その規模や形態も多様です。これらの化学物質には、悪用リスクが高く厳重に管理すべきものから、一般工業品や消費生活に広く使われるものまであります。そのため、各事業者はリスクに応じた管理措置を講じることが重要です。

化学物質の悪用の最たるものは化学兵器であり、平成4年11月30日に国連第 47 総会において「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」(化学兵器禁止条約)が採択されました。これを受けて、化学兵器禁止条約に定められた締約国の義務を我が国において的確に履行するため、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年四月五日法律第六十五号)(以下、化兵法)が平成7年3月に成立し同年4月に公布されました。

このような化学兵器の管理・規制が世界的に進行している中で、平成6年6月27日、長野県松本市において、死者7名、負傷者270名以上の被害をもたらした松本サリン事件が発生しました。さらに、平成7年3月20日には、東京都内の地下鉄車両内でサリンガスが散布され、死者12名、負傷者5,000名以上という甚大な被害をもたらした地下鉄サリン事件が発生しました。

これらのオウム真理教によって引き起こされた悲惨な事件は、いずれも我が国において前例のない、不特定多数を対象とした化学物質を悪用したテロ行為であり、実体のない企業名等をかたった、いわゆるダミー会社を通じて多数の化学物質を悪用する目的で購入し、種々の毒性ガスを製造し、使用して引き起こされたものでした。

化兵法においては、地下鉄サリン事件等の再発防止の観点から、サリン等の特定物質に係る規制について、化学兵器禁止条約の発効に先行して平成7年5月5日から施行され、その他の化学兵器禁止条約上の申告等手続的義務に対応するための規定については、平成9年4月29日の化学兵器禁止条約発効に合わせて施行されました。その後、平成13年11月には、爆弾テロ防止条約に定められた締約国の義務のうち化学剤を用いたテロに係る部分を国内担保するため、目的追加及び罰則規定整備等の改正が行われました。

このような取り組み以降も、国外では化学兵器がイラン・イラク戦争やシリア内戦などで使用され、国際的な規制や廃棄が進められていますが、依然として使用の懸念があります。北朝鮮など一部の国は化学兵器を保有しているとされ、テロリストによる使用も現実の脅威となっています。国際的な努力により、化学兵器の廃棄や使用者の特定が進められていますが、依然として課題が残っています(平成30年度防衛白書より)。

化兵法において対象となる物質に関しては、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令において規定されており、令和2年5月の改正において、平成30年3月に英国で使用された新型神経剤ノビチョク等が規制対象に追加されました。

平成8年9月、通商産業省(現経済産業省)から「化学物質の悪用防止のための企業としての取組み」を一層強化するようとの指導があったことを機に、(一社)日本化学工業協会は、レスポンス・ケア活動の一環として化学物質の悪用防止の観点に的を絞って、平成9年3月に各企業が自主的に取り組むべき「悪用防止対象化学物質の流通管理の指針」(以下、「本指針」)を作成し、これを関係者に周知してまいりました。

制定から30年が経過しても本指針の重要性は変わりませんが、化学物質の管理をとりまく環境

は、グローバル化の進展、新興国における化学品需要の増加等による世界的な化学品の貿易量の増加に伴い大きく変化してきました。気候変動対策や環境規制の影響により、環境に配慮した製品やプロセスが求められる中、企業による化学物質の情報開示・伝達の仕組みも進展しております。こうした状況に鑑み、(一社)日本化学工業協会は、本指針を見直し、関連法令等の改正等を踏まえ、よりわかりやすく構成し直した改訂版を発行することとしました

本指針を実施するにおいては、個々の事業者の活動にとどまらず、関係するすべての事業者が有機的に連携し、協力し合うことが求められます。流通経路における事業者間の連携はもちろんのこと、事業者団体を通じた協力や、所轄官庁との連携も併せて行う必要があります。

本指針の実行により、複数の原料や前駆物質(Precursor)を使用してのサリンの製造のような事件の再発は言うまでもなく、対象化学物質単品を悪用してのテロ行為等の事件が今後繰り返されぬよう、関係者一同、一丸となって取り組むべきものと考えます。

## 悪用防止対象化学物質の流通管理の指針

はじめに

本指針は該当する個々の事業者が自主的に取り組むべきものとして作成しております。本指針についての理解を深められるよう、事業者毎に検討すべき事項及び実施すべき事項をまとめています。

事業者が新たに「悪用防止対象化学物質の流通管理」に関する規程類を策定する際には、本指針を参考に、それぞれの事業者の事業規模や事業形態・組織、及び取扱う対象化学物質の流通実態等に応じて、また所属する業界団体の方針等を勘案して、悪用防止の実効が挙がる自主管理施策を確立していただきたく、また既に対応を進められている事業者にあつては、本指針を参考にして見直しを図ることが望まれます。

### 1. 目的

本指針は、悪用のおそれがあるとしてリストアップされた化学物質（以下「悪用防止対象化学物質」という。）を対象に、これらの化学物質が悪用されることを防止するために、個々の事業者が自主的に行うべき流通管理の指針を定めるものである。「悪用防止対象化学物質」の流通に関わる製造事業者・輸入事業者・販売事業者、物流事業者及び使用事業者が関係法規の遵守に加え、この指針を自主的に実行することにより、該当物質の悪用防止の徹底が図られることを目的とする。

### 2. 用語の定義

本指針で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

#### 2.1 「悪用防止対象化学物質」

正常な目的以外に使用された場合、不特定多数の人々に危害を及ぼす等の大きな被害が予想されるため、その管理を強化することが必要である化学物質で、本指針の3.「悪用防止対象化学物質」に定める化学物質をいう。海外においては、Dual-Use Chemicals 等の表現が使用されている。

#### 2.2 悪用のリスク

テロ行為等反社会的活動に悪用される可能性及び悪用された場合にもたらされる被害の程度をいう。

#### 2.3 製造事業者

「悪用防止対象化学物質」を製造する事業者をいい、これには当該化学物質の再包装及び小分け等を行う事業者を含む。

#### 2.4 輸入事業者

「悪用防止対象化学物質」を輸入する事業者をいう。

#### 2.5 販売事業者

「悪用防止対象化学物質」を販売（無償での譲渡を含む）する事業者をいう。

#### 2.6 物流事業者

「悪用防止対象化学物質」を運搬する事業者をいう。

## 2.7 使用事業者

「悪用防止対象化学物質」を購入する等により入手して、これを使用・加工して事業活動を行う事業者をいい、加工等の受託事業者を含む。

## 2.8 新規の取引先

「悪用防止対象化学物質」に限定した「新規」の取引先をいい、他の化学物質や一般商品に関して従来から取引が行われていても、「悪用防止対象化学物質」の取引が新たに開始されることになれば新規の取引先として管理する。

なお、販売契約(商流)のうえでの新規の取引先(新規契約先)及び商品の引渡し場所等に係る(物流)新規の取引先(新規納入先)の両者を指す。

## 2.9 商流と物流

商流は、当該化学物質の所有権の移動の流れ、商的流通をいい、物流は当該化学物質の現物の移動の流れ、物的流通をいう。

# 3. 「悪用防止対象化学物質」

## 3.1 「悪用防止対象化学物質」とは、次の化学物質及びその混合物とする。

- (1) 「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」施行令(政令192号)に規定する特定物質、第一種指定物質及び第二種指定物質
- (2) 「輸出貿易管理令」別表第1の3項(1)軍用の化学製剤の原料となる物質のうち、上記(1)に規定する特定物質、第一種指定物質及び第二種指定物質以外の化学物質
- (3) 製造事業者、輸入事業者、販売事業者及び使用事業者が、(1)及び(2)以外に自主的に定める化学物質等。

なお、(3)の化学物質等を決定するにあたっては、当該化学物質の製造事業者及び輸入事業者は、以下に掲げる化学物質を参考とするとともに、当該化学物質の悪用のリスクを評価して、決定することが望ましい。

- ・火薬及び爆薬類(原料物質を含む。)
- ・「毒物及び劇物取締法」における特定毒物

## 3.2 混合物の濃度の裾切り値について

関係事業者は、「悪用防止対象化学物質」の特性及び用途等を勘案して裾切り値を決める。

ただし、対象化学品の低濃度混合物に関して如何に取扱うかは難しい問題である。濃度の裾切り値の決定には、そのままの濃度で使用の可能性、回収使用の容易さ及び費用等、各種の因子が考えられる。裾切り値に関しては、以下の規定等を参考として、関係事業者又は業界団体において「悪用防止対象化学物質」の特性及び用途等を勘案して協議のうえ決定することが望ましい。

- ・「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」における届出しきい値(付属資料—1—2)

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/cwc/shikiiti.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/shikiiti.pdf)

・輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号)第二条第一項で定める含有量(付属資料1-3)

#### 4. 個々の「事業者」が実施すべき事項

##### 4. 1 製造事業者・輸入事業者・販売事業者が実施すべき事項

###### (1) 管理体制の整備等

製造事業者・輸入事業者・販売事業者は、「悪用防止対象化学物質」の流通管理に関わる基本的事項を定めこれを運営管理する者(以下、「流通管理責任者」という。)の設置等管理体制の整備を図る。

###### ア 「悪用防止対象化学物質」の流通管理に関する基本的事項

(ア)「悪用防止対象化学物質」の流通管理のための社内管理規程類の策定

(イ)社内の流通管理体制の確立と関係部門に対する指導及び徹底

(ウ)不審な引合いや注文に関する社内情報と契約の管理

(エ)不審な引合いや注文に関する社内情報のうち必要なものが監督官庁に洩れなく報告されることの管理

(オ)不審な引合いや注文に関する社内情報のうち、必要なものの関係事業者への連絡の管理

(カ)「悪用防止対象化学物質」の流通管理に係る社内規程類の実施状況の調査及び定期的な監査

(キ)傘下の子会社及び関連会社に対する指導

(ク)監督官庁及び関係する事業者との連絡

(ケ)その他「悪用防止対象化学物質」の流通管理全般に係る事項

###### イ 「流通管理責任者」の設置等管理体制の整備における留意事項

(ア)既存の組織を活用して、日常業務の一環としてこの指針を実施していく管理体制が望ましい。

(イ)流通管理に係る次のような委員会が設置されている場合には、アの基本的事項の一部又は全部を当該委員会等を活用して実施していくと良い。

(例)・安全保障貿易管理に係る輸出管理委員会等

・レスポンスフル・ケア活動における流通管理に関する委員会等

(ウ)新たに管理体制の整備を図る場合には、個々の事業者の事業規模や組織形態等に応じて実効の上がる体制とする。

###### ウ 「流通管理責任者」の役割

上記アに掲げた基本的事項の運営管理に当たる。具体的には4. 1(2)から(8)に関して流通管理責任者の責任の元、運営管理に当たる。

###### (2) 「悪用防止対象化学物質」のリストアップ並びに関係取引先のリストアップ等社内管理資料・情報の整備

製造事業者・輸入事業者・販売事業者は、自社が取扱う「悪用防止対象化学品」をリストアップし、その一般的用途及び悪用される場合の用途等を可能な限り調査し資料を整備する。

さらに「悪用防止対象化学品」に関わる社内関係部門、仕入先、販売先、物流委託先及び使用先等社内外関係先をリストアップした資料を整備する。

これらの資料は必要に応じて見直し改訂を行う。

#### ア 「悪用防止対象化学物質」のリストアップ

製造事業者・輸入事業者・販売事業者は、3. 「悪用防止対象化学物質」の3. 1に基づき、自社の「悪用防止対象化学物質」を選定しリストアップする。

#### イ 「悪用防止対象化学物質」の各種データの整備

製造事業者・輸入事業者・販売事業者は、リストアップした「悪用防止対象化学物質」に関する下記のデータを整備する。

化学物質名、CAS 番号、商品名、銘柄名、含有量、荷姿(包装、容重量等)、該当法令、一般的用途、考えられる悪用用途

#### ウ 社内外関係先等のリストアップ

製造事業者・輸入事業者・販売事業者は、個々の「悪用防止対象化学物質」ごとに、その流通に関する全ての取引事業者について、下記の事項をとりまとめてリストアップ・整備する。又、使用事業者に至るまでの商流及び物流経路を明確にするために、商流経路図及び物流経路図を可能な限り作成・整備する。

(ア)「悪用防止対象化学物質」名、商品名、銘柄名、含有量、荷姿(包装、容量及び重量等)

(イ)社内関係先

(ウ)購入先事業者名、事業所名

(エ)販売先事業者名、事業所名、納入場所

(オ)使用先事業者名、事業所名、納入場所、使用先での用途

(カ)物流委託事業者名、事業所名

(キ)その他

### (3) 「悪用防止対象化学物質」の流通管理のための資料の社外関係先への提供と周知、徹底並びに関連情報のフィードバック等企業間の連携

製造事業者・輸入事業者・販売事業者は4. 1(2)に基づき作成した「悪用防止対象化学物質」に関する情報のうち必要なものを販売先、使用先及び物流委託先等に提供する。また、この情報が、商流・物流の流通経路を通じて使用事業者に至るまで順次伝達され周知されるよう、これらの関係先に協力を依頼する。更に、「悪用防止対象化学物質」の不審な引台いや注文等悪用に関する情報が、この流通経路を遡って連絡され、周知徹底されるよう関係先に協力を依頼する。

なお、製造事業者・輸入事業者・販売事業者は、必要に応じて販売先、使用先及び物流委託先が行うこれらに関する社内教育等に協力する。

(補足)

「悪用防止対象化学物質」の流通は、製造事業者・輸入事業者がその源である。従って両事業者は、社外の取引先事業者に対して、自己が取扱う「悪用防止対象化学物質」についての悪用防止のための流通管理を依頼するとともに、整備した「付属資料－2 別表」等を提供する。また、これら悪用防止のための流通管理の依頼並びに提供資料が販売経路を通して順次、関係販売事業者より使用事業者に至るまで伝達され、周知徹底されるよう関係販売事業者に協力を依頼する。

周知徹底等の協力依頼を受けた販売事業者も同様に以後の使用事業者に至るまでの関係販売事業者に周知徹底の協力を依頼する。悪用防止のための流通管理の協力依頼に関しては、「悪用防止対象化学物質の流通管理に関わる通知書」(付属資料－2)、「悪用防止対象化学物質リスト」(付属資料－2 別表)及び「悪用防止対象化学物質に関わる確認書」(付属資料－3)等により周知するとともに、授受の明確化を図ることが望ましい。

更に、「悪用防止対象化学物質」に関する不審な引合いや注文に関する情報等が販売経路を遡って適切にフィードバックされるよう関係先に周知徹底する必要がある。

#### (4) 売買契約及び決裁等に関する規程類の整備

製造事業者・輸入事業者・販売事業者は、以下の事項に関する・売買契約及び決裁等に係る規程類を整備する

##### ア 取引(契約・納入)時における確認事項等

(ア) 商流及び物流の両面において、新規の取引に際しては次の事項等について確認する。取引先の調査・確認事項のうち、悪用防止のために最も重要なことは、販売先における用途の確認である。「悪用防止対象化学物質」の新規の取引については、用途を調査し確認したうえで取引を開始する。

##### ①取引先事業者の業務内容・信用

- ・経営状態(経営実態を含む。)

- ・事業経歴及び事業内容

- a 新規の取引に際しては、「悪用防止対象化学物質」の引渡しの前に、警告・警報が発せられ、調査・確認・決裁のプロセスに則り処理されるような管理体制とすることが必要である。

- b 「悪用防止対象化学物質」の新規取引先に係る警告・警報システムは、コンピュータによる受注・出荷処理が行われている企業においては、運用システムの中でコンピュータ上の警告(warning system)が必ず行われるようなシステム設計を取入れておくといふ。

##### ②用途(自社消費及び転売を含む)

「悪用防止対象化学物質」の用途及び「悪用防止対象化学物質」を使用又は加工して製造する製品の用途。

##### ③輸送及び引渡し方法(荷姿、経路及び納入場所等)

(イ) 既存の取引であっても、上記事項に関して必要の都度、再確認する。

「悪用防止対象化学物質」の既存の取引先についても、経営者が交替した時は、上記①の新規の取引時における調査・確認事項に関して、再度調査・確認する。また、販売数量が急増した場合や引渡し場所が変更になった場合等においては必要に応じてその理由等を調査する。

(ウ) 工場渡し又は指定倉庫渡し及び店頭販売等買手側の引き取りの場合は、法人にあつては引き取り伝票等により、個人にあつては身分証明書等により悪用のおそれの無い引き取り者であることを確認する。

(エ) 事業業規模からみて不自然に多量の場合は、他用途への転用や横流しの可能性があるため、数量の妥当性を確認する。

#### イ 取引(契約・納入)に関する記録類の整備及び保管

##### (ア) 決裁

「悪用防止対象化学物質」の新規の取引先に係る決裁については、規程類を定めて行う。

##### (イ)「悪用防止対象化学物質」の取引・引渡しに関する記録類の保存期間

①取引・引渡しに関する記録類のうち保管すべきものとしては以下がある。

- ・出荷指示に関する書類

出荷指示書、出荷案内書及び運送指示書等のうち何れか

- ・貨物譲受人(受取人)の貨物受領書

何れも「悪用防止対象化学物質」の名称、数量、引渡し年月日、貨物譲受人の氏名、職業、住所(法人にあつては、その名称及び主たる事業所の所在地)を記載したもので、貨物譲受人の貨物受領書については、貨物を受領した責任者の押印又は署名を受けたもの。

②記録類の保存期間は5年間とすることが望ましい。

#### (5) 不審な引合いや注文の判断基準と対処基準の整備

製造事業者・輸入事業者・販売事業者は、不審な引合いや注文の判断基準とこれを受けてから対処すべき基準を整備する。

##### ア 不審な引合いや注文の判断基準

不審な引合いや注文の特徴の例を次に列挙する。

##### (ア) 企業の事業内容の実態が明らかでない。

- ・企業の営業内容・活動に実体がなく、ダミー会社としての兆候を示す。
- ・関連する事業内容に経歴のない、新たな経営者が事業を継承している。

##### (イ) 引合いや注文の仕方・態度が不審である。

- ・購入可能な製造事業者・輸入事業者・販売事業者が近辺に存在するにもかかわらず、わざわざ遠方にある製造事業者・輸入事業者・販売事業者から購入しようとする。
- ・使用の用途を尋ねても、明確に答えようとしない。

- ・引合いや注文の時の会話や質問において、その商品を使用するうえで通常必要とする技術的な知識やその事業を行う上で、通常必要とする商業的な知識が欠如している、又は答えることを嫌がる。

- ・製造事業者・輸入事業者・販売事業者が注文者の会社や工場(使用場所)、倉庫等を訪問することを拒否する。

- ・事業規模からみて調達数量が不自然に多い。

- ・不自然に急いでいる

- ・注文先から入手した書類等が不自然(本来記載されているべき情報が記載されていない等

(ウ) 取引条件が異常である。

- ・高価格や現金支払等支払い条件の面で、通常その商品の取引条件にない条件を提示する。

(エ) 包装形態や引渡し方法等物流の条件に不審な点がある。

- ・引渡し時に身分証明書の提示を拒否する。

- ・自らが集荷することを望む。

- ・通常と異なる包装形態や包装表示を要求する。

- ・運送方法や商品の仕向地等について、定められた法規に合致しない包装や表示を要求する。

- ・貨物の配送ルートが不自然(わざわざ遠回りする、一旦、第三者の倉庫に運ぶ等)

- ・不自然に多くの仲介者を経由した注文になっている

(オ) その他

注文者と納品場所及び使用先等一つの取引に関わる関係者が、何れも不審な関係者によって組み合わされている。

イ 不審な引合い・注文を受けてからの対処の基準

取引の所管部門は、取引に不審な特徴が見られる場合は、不審な事項の確認を行うとともに、必要に応じて流通管理責任者等と協議を行いその処置を決定する。不審な点が解消されない場合は取引を中止し、事業者の定める規程類に基づき所管官庁(緊急性が高い場合は警察)に報告する。又、必要な関係事業者及び関係業界団体に連絡する。なお、不審な引合いや注文に関する全ての情報は、流通管理責任者に報告しなければならない。

参考) ・安全保障貿易管理 ガイダンス[入門編] 第2.4版 | 令和 7 年 1 月

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance/guidance.pdf>

- ・輸出者等が「明らかなきとき」を判断するためのガイドライン

(輸出注意事項 2025 第 2 号 (R7.1.31 公布、R7.2.5 施行) 1 (6) )

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/catchtutatu.pdf> (p.11-13)

(6) 物流管理

製造事業者・輸入事業者・販売事業者は、「悪用防止対象化学物質」の物流管理に関して以

下の規程類を整備し、適正な入出庫・在庫管理等に努める。

ア 保管管理

「悪用防止対象化学物質」の保管に当たっては、盗難を防止するために関係者以外が容易に近付けない措置等を講じて、その他の物を保管する場所と明確に区分された場所に施錠する等の措置を講じて保管する。荷役現場周辺には「関係者以外立ち入り禁止」の標識を掲示する等、関係者以外は立ち入らせないようにする。

イ 在庫点検

「悪用防止対象化学物質」の帳簿記録残高と実際の在庫の照合・点検に関しては、盗難、紛失及び誤出荷等の際に直ちに発見できるよう、短期のサイクルで実施する。また、その記録を保管する。

ウ 入出庫作業の管理

入出庫は作業日誌等に記録し、保管する。

エ 輸送の管理

製造事業者・輸入事業者・販売事業者は物流事業者にイエローカード、SDS 等にて、必要な情報を伝えるとともに、物流事業者が運転手に対して事故時の緊急措置や緊急連絡等を教育するよう指導する。また、定期的に教育の実施状況を確認する。

オ 紛失及び盗難等の判明時の処置

関係機関及び関係部署等への連絡体制を確立し、紛失及び盗難等の発見時は直ちに警察署に届出るとともに、原因の究明と対策の立案にあたる。

参考)関係機関:経済産業省、厚生労働省、警察など物質ごとに確認しておく。

カ 受領確認の方法

納入の際には、受領した責任者の署名又は押印がある貨物譲受書の提出を求める。

譲り受け者側の引取りの場合には、法人にあつては引取り伝票等により、個人にあつては身分証明書等により引取り者の身分を確認してから現品を引き渡す。

キ 取引物流事業者への情報提供及び協力依頼

販売事業者は、自己の取り扱う「悪用防止対象化学物質」の物流業務を委託する物流事業者に「悪用防止対象化学物質」に関する情報を提供し、上記のア～オ項を適正に管理するよう協力を依頼する。

(7) 社内教育の実施

製造事業者・輸入事業者・販売事業者は、「悪用防止対象化学物質」の適正な流通管理を推進するために、必要な事項に関する社内教育を実施する。また、傘下の子会社及び関連会社が親会社同様の管理を行うよう指導する。

ア 教育実施者

「流通管理責任者」又は「流通管理責任者が指示した者」が実施する。

イ 対象者

「悪用防止対象化学物質」の流通に関する販売部門、物流部門及び研究開発部門等の部

門が対象となる。

ウ 実施時期及び頻度

- (ア) 関連法令や関係する社内規程類等の改正・改訂があった時は、関係者全員に対しその都度実施する。
- (イ) 新・転入により新たに当該部門に所属した時、該当者に対して実施する。
- (ウ) その他「流通管理責任者」が必要と判断した時。

エ 実施内容

- (ア) この指針等を参考として事業者が作成した各種規程類
- (イ) 流通管理に係る資料・情報のうち
  - ・「悪用防止対象化学物質リスト」
  - ・不審な引合いや注文の判断基準
  - ・最終使用先までの流通経路図(商流・物流)
  - ・悪用防止対象化学物質に関わる通知書及び確認書等
  - ・関係法令(化兵法、輸出貿易管理令、毒物及び劇物取締法等)
  - ・情報伝達ルート
  - ・その他関係する事項

オ 子会社及び関連会社に対しては、個々の独立した事業者として、親会社に準じた管理を実施するよう指導する。

(8) 実施状況の調査

製造事業者・輸入事業者・販売事業者は、この指針に定めた事項への対応状況に関して定期的に社内調査を実施し、必要に応じて改善措置を講ずるとともに、これらを報告書にまとめて関係部門に通知する。

ア 調査は、「流通管理責任者」又は「流通管理責任者が指示した者」が行う。

イ 調査の時期及び調査内容等

流通管理責任者は、指針に定めた事項のうちの必要なものについて、その実施状況に関する調査を原則として一年に一回程度実施する。

ウ 調査結果の評価、活用及び改善

流通管理責任者は、調査の結果を報告書としてまとめ関係部門へ通知するとともに改善を必要とする事項に関する処置については、期限を定めて報告書を提出させる。又、必要に応じて管理方法の改善等に関して全社に周知し併せて規程類の改訂を図る。

4. 2 物流事業者が実施すべき事項

(1) 物流事業者は、製造事業者・輸入事業者・販売事業者より受領した「悪用防止対象化学物質」リスト等を整備するとともに、該当化学品の以下に関する物流管理の方法を定め、整備した資料と併せて社内に関係者に周知・徹底する。4. 1(6) 物流管理参照

ア 保管管理

- イ 在庫の点検
  - ウ 入出荷作業の管理
  - エ 輸送の管理
  - オ 受領確認の方法
  - カ 紛失及び盗難等の発見時の処置
- (2) 物流事業者は、「悪用防止対象化学物質」の物流業務を他の物流事業者に委託する場合には、上記(1)について連絡し、その実施についての協力を依頼する。

#### 4. 3 使用事業者が実施すべき事項

- (1) 使用事業者は、販売事業者より受領した「悪用防止対象化学物質」リスト等を整備するとともに、該当する「悪用防止対象化学物質」の物流管理に関する下記の事項を定め、整備した資料と併せて社内関係先に周知・徹底する4. 1(6)物流管理参照。
- ア 保管管理
  - イ 在庫の点検
  - ウ 入出庫作業の管理
  - エ 紛失及び盗難等の発見時の処置
  - オ 譲渡時の適切な管理
  - カ 廃棄時の適切な管理
- (2) 使用事業者は製造事業者・輸入事業者・販売事業者の行う「悪用防止対象化学物質」の用途調査に協力する。使用事業者は、製造事業者・輸入事業者・販売事業者が行う「悪用防止対象化学物質」の用途調査等への協力の必要性について社内関係部門に周知する。

#### 4. 4 試験・研究で使用する際に実施すべき事項

使用又は製造する物質が「悪用防止対象化学物質」に該当するか否かを事前に確認し、該当する場合は、使用又は製造、廃棄した記録を保管する。研究者は「悪用防止対象化学物質」以外の物質に代えられないか検討する。

なお、化兵法特定物質を使用等する場合は、許可が必要であるため、事前に、経済産業省化学物質管理課 化学兵器・麻薬原料等規制対策室に相談する。

#### 4. 5. 化兵法指定物質を製造等する事業者が実施すべき事項

化学兵器にも民生用にも供される化学物質(化兵法指定物質)については、その製造等の使用の数量について経済産業省への届出が義務付けられているため、法に沿った数量管理を行う。

(参考) 経済産業省化兵法ホームページ 届出・申告関係

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/cwc/todokede.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html)

#### 5. 「事業者団体」等における事業者間の連携

事業者は、「悪用防止対象化学物質」の不審な引合い・注文に関する情報や流通管理の実施に関して、加盟する事業者団体等を通じて情報交換を行い、又、必要に応じて監督官庁との連携をとり、以て本活動の一層の徹底を図る。

#### 6. その他

悪用防止対象化学物質の輸出に当たっては、外為法輸出貿易管理令に基づき、最終需要者及びその用途確認が必要となっている。このため、輸出事業者については本指針の対象とはしていないが、本指針に準じて悪用防止対象化学物質の取引には十分に注意することに留意する。

# 付 属 資 料

付属資料－１－１：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令

（平成七年五月一日政令第百九十二号）

別表（第一条、第三条関係）

- － １－２：「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」における届出しきい値
- － １－３：「輸出貿易管理令」別表第 １ の ３ 項（１）軍用の化学製剤の原料となる物質のうち、「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」に基づく特定物質及び指定物質以外の化学物質
- － ２：悪用防止対象化学物質に関わる通知書（例）
- － ２ 別表：悪用防止対象化学物質リスト（例）
- － ３：悪用防止対象化学物質に関わる確認書（例）

「悪用防止対象化学物質の流通管理の指針」作成委員

付属資料－１－１

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年五月一日政令第百九十二号）

別表（第一条、第三条関係）

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/cwc/files/r220200607sekourei.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/r220200607sekourei.pdf)

|   |      | 毒性物質 |                                                                                                                                                                           | 原料物質 |                                                                                                                                                                     |
|---|------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 | 特定物質 | 1    | Ｏ－アルキル＝アルキルホスホノフルオリダート（Ｏ－アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ－アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）                                                   | 1    | アルキルホスホニルジフルオリド（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）                                                                                                                             |
|   |      | 2    | Ｏ－アルキル＝Ｎ・Ｎ－ジアルキル＝ホスホルアミドシアニダート（Ｏ－アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ－アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、Ｎ・Ｎ－ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）                                                 | 2    | Ｏ－アルキル＝Ｏ－ニ－ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホニット（Ｏ－アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ－アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、Ｏ－ニ－ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 |
|   |      | 3    | Ｏ－アルキル＝Ｓ－ニ－ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホノチオラート（Ｏ－アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ－アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、Ｓ－ニ－ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 | 3    | Ｏ－ニ－ジアルキルアミノエチル＝ヒドロゲン＝アルキルホスホニット（Ｏ－ニ－ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類                                                           |

|  |    |                                                                                                                 |   |                                  |
|--|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------------------------|
|  | 4  | S—ニージアルキルアミノエチル＝ヒドロゲン＝アルキルホスホノチオラート（S—ニージアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 | 4 | O—イソプロピル＝メチルホスホノクロリダート（別名クロロサリン） |
|  | 5  | ニークロロエチルクロロメチルスルフィド                                                                                             | 5 | O—ピナコリル＝メチルホスホノクロリダート（別名クロロソマン）  |
|  | 6  | ビス（ニークロロエチル）スルフィド（別名マスタードガス）                                                                                    |   |                                  |
|  | 7  | ビス（ニークロロエチルチオ）メタン                                                                                               |   |                                  |
|  | 8  | 一・ニ―ビス（ニークロロエチルチオ）エタン（別名セスキマスタード）                                                                               |   |                                  |
|  | 9  | 一・三―ビス（ニークロロエチルチオ）―n―プロパン                                                                                       |   |                                  |
|  | 10 | 一・四―ビス（ニークロロエチルチオ）―n―ブタン                                                                                        |   |                                  |
|  | 11 | 一・五―ビス（ニークロロエチルチオ）―n―ペンタン                                                                                       |   |                                  |
|  | 12 | ビス（ニークロロエチルチオメチル）エーテル                                                                                           |   |                                  |
|  | 13 | ビス（ニークロロエチルチオエチル）エーテル（別名O―マスタード）                                                                                |   |                                  |
|  | 14 | ニークロロビニルジクロロアルシン（別名ルイサイトー）                                                                                      |   |                                  |
|  | 15 | ビス（ニークロロビニル）クロロアルシン（別名ルイサイト二）                                                                                   |   |                                  |
|  | 16 | トリス（ニークロロビニル）アルシン（別名ルイサイト三）                                                                                     |   |                                  |
|  | 17 | ビス（ニークロロエチル）エチルアミン（別名HN一）                                                                                       |   |                                  |
|  | 18 | ビス（ニークロロエチル）メチルアミン（別名HN二）                                                                                       |   |                                  |
|  | 19 | トリス（ニークロロエチル）アミン（別名HN三）                                                                                         |   |                                  |
|  | 20 | サキシトキシシン                                                                                                        |   |                                  |

|  |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
|--|--|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  |  | 21 | リシン                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
|  |  | 22 | P—アルキル—N— [— (ジアルキルアミノ) アルキリデン] ホスホンアミド酸 = フルオリド (P—アルキル又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、P—アルキル及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一 (アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十) 以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 |  |
|  |  | 23 | N— [— (ジアルキルアミノ) アルキリデン] ホスホンアミド酸 = フルオリド (アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一 (アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十) 以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類                                          |  |
|  |  | 24 | N— [— (ジアルキルアミノ) アルキリデン] ホスホロアミドフルオリド酸 (アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一 (アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素                                                                                    |  |

|  |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
|--|--|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  |  |    | 数が十) 以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
|  |  | 25 | アルキル = N — [ — (ジアルキルアミノ) アルキリデン] ホスホロアミドフルオリダート (ホスホロアミドフルオリダートに結合するアルキル基又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、ホスホロアミドフルオリダートに結合するアルキル基及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一 (アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十) 以下であるものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 |  |
|  |  | 26 | N — [ビス (ジエチルアミノ) メチリデン] — P — メチルホスホンアミド酸 = フルオリド                                                                                                                                                                                                                                                     |  |

|  |  |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--|--|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | 27 | N—アセチルオキシアルキル—N・N・N'・N'—テトラアルキル—N'— { [三— (ジメチルカルバモイルオキシ) ピリジン—ニ—イル] メチル} —N・N'— (デカン—・X—ジイル) ジアンモニウム = ジブロミド (アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基であるものを含み、アセチルオキシアルキル (アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあっては、それぞれシアノアルキル又はヒドロキシアルキル) 及びテトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アセチルオキシ基 (アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあっては、それぞれシアノ基又はヒドロキシ基) がその結合するアルキル基と当該アルキル基の位置番号一から八までのいずれかの炭素原子において結合しているものに限る。) (Xは、一から十までの整数を表すものとする。) |
|  |  | 28 | N・N・N'・N'—テトラアルキル—N・N'—ビス { [三— (ジメチルカルバモイルオキシ) ピリジン—ニ—イル] メチル} エタンビス (アミジウム) = ジブロミド (テトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であるものに限る。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|  |  | 29 | N・N・N'・N'—テトラアルキル—N・N'—ビス { [三— (ジメチルカルバモイルオキシ) ピリジン—ニ—イル] メチル} —N・N'— (ニ・X 1—ジオキソアルカン—・X 2—ジイル) ジアンモニウム = ジブロミド (アルカンの構造が直鎖であり、当該アルカンの炭素数が四以上十二以下であり、かつ、テトラアルキルの                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|   |         |   |                                                                                  |                                                                                 |
|---|---------|---|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
|   |         |   | アルキル基の炭素数が十以下であるものに限る。) (X 1 は当該アルカンの炭素数から一を減じた数を、X 2 は当該アルカンの炭素数と等しい数を表すものとする。) |                                                                                 |
| 二 | 第一種指定物質 | 1 | O・O'—ジエチル = S— [二— (ジエチルアミノ) エチル] = ホスホロチオラート (別名アミトン) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類     | 1 炭素数が三以下である一のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であって、次に掲げるもの以外のもの。               |
|   |         | 2 | —・—・三・三・三—ペンタフルオロ—二— (トリフルオロメチル) ———プロペン (別名 P F I B)                            | イ. 一の項の第三欄 (一) から (四) まで及び第四欄に掲げる物質                                             |
|   |         | 3 | 三—キヌクリジニル = ベンジラート (別名 B Z)                                                      | ロ. O—エチル = S—フェニル = エチルホスホノチオロチオナート (別名ホノホス)                                    |
|   |         |   |                                                                                  | 2 N・N—ジアルキルホスホルアミジク = ジハリド (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)                             |
|   |         |   |                                                                                  | 3 ジアルキル = N・N—ジアルキルホスホルアミダート (ジアルキル及びN・N—ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) |
|   |         |   |                                                                                  | 4 三塩化ヒ素                                                                         |
|   |         |   |                                                                                  | 5 ニ・ニ—ジフェニル—ニ—ヒドロキシ酢酸                                                           |
|   |         |   |                                                                                  | 6 キヌクリジン—三—オール                                                                  |
|   |         |   |                                                                                  | 7 N・N—ジアルキルアミノエチル—ニ—クロリド (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 及びそのプロトン化塩類                   |

|   |               |   |                        |    |                                                                                                |
|---|---------------|---|------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |               |   |                        | 8  | N・N—ジアルキルアミノエタン—ニ—オール（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る、N・N—ジメチルアミノエタノール及びN・N—ジエチルアミノエタノールを除く。）及びそのプロトン化塩類 |
|   |               |   |                        | 9  | N・N—ジアルキルアミノエタン—ニ—チオール（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）及びそのプロトン化塩類                                      |
|   |               |   |                        | 10 | ビス（ニ—ヒドロキシエチル）スルフィド（別名チオジグリコール）                                                                |
|   |               |   |                        | 11 | 三・三—ジメチルブタン—ニ—オール（別名ピナコリルアルコール）                                                                |
| 三 | 第 二 種<br>指定物質 | 1 | 二塩化カルボニル（別名ホスゲン）       | 1  | 塩化ホスホリル                                                                                        |
|   |               | 2 | 塩化シアン                  | 2  | 三塩化リン                                                                                          |
|   |               | 3 | シアン化水素                 | 3  | 五塩化リン                                                                                          |
|   |               | 4 | トリクロロニトロメタン（別名クロロピクリン） | 4  | 亜リン酸トリメチル                                                                                      |
|   |               |   |                        | 5  | 亜リン酸トリエチル                                                                                      |
|   |               |   |                        | 6  | 亜リン酸ジメチル                                                                                       |
|   |               |   |                        | 7  | 亜リン酸ジエチル                                                                                       |
|   |               |   |                        | 8  | 一塩化硫黄                                                                                          |
|   |               |   |                        | 9  | 二塩化硫黄                                                                                          |
|   |               |   |                        | 10 | 塩化チオニル                                                                                         |
|   |               |   |                        | 11 | エチルジエタノールアミン                                                                                   |
|   |               |   |                        | 12 | メチルジエタノールアミン                                                                                   |
|   |               |   |                        | 13 | トリエタノールアミン                                                                                     |

付属資料－１－２ 「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」における届出しきい値

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/cwc/shikiiti.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/shikiiti.pdf)

|                    |     | 数量しきい値                                                                                                                | 濃度しきい値              |
|--------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 第一種指定物質<br>(表2 剤)  | 製造等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BZ : 1kg 超</li> <li>・ BZ 以外の毒性物質 : 100kg 超</li> <li>・ 原料物質 : 1t 超</li> </ul> | なし                  |
|                    | 使用  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BZ : 10kg 超</li> <li>1kg &lt; BZ ≤ 10kg</li> </ul>                           | 1 %超<br>10 %超       |
|                    |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BZ 以外の毒性物質 : 1t 超</li> </ul>                                                 | 1 %超                |
|                    |     | 100kg < BZ 以外の<br>毒性物質 ≤ 1t                                                                                           | 10 %超               |
|                    |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原料物質 : 1t 超</li> </ul>                                                       | 30 %超               |
| 第二種指定物質<br>(表 3 剤) | 輸出入 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒性物質 : なし</li> <li>・ 原料物質 : なし</li> </ul>                                    | 1 %超<br>30 %超       |
|                    | 製造  | 30t 超                                                                                                                 | なし                  |
| 有機化学物質<br>(DOC)    | 輸出入 | なし                                                                                                                    | 30 %超               |
| 特定有機化学物質<br>(PSF)  | 製造  | 30t 超                                                                                                                 | 特に定めていない<br>(個別に判断) |
|                    |     |                                                                                                                       |                     |

(略語説明)

BZ : 3－キヌクリジニル＝ベンジラート

DOC : Discrete Organic Chemicals

PSF : Chemicals containing Phosphorous, Sulfur, Fluorine

付属資料— 1 - 3

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）（抄）

第二条 輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

安全保障貿易管理\*\*Export Control\*貨物・技術のマトリクス表

（令和6年9月8日施行対応版：令和6年9月8日以降～）

貨物のマトリクス表（Excel版）sheet「3項化学兵器」輸出例第3項（1）参照

| 輸出令別表第1の3項（1） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|               | <p><b>貨物等省令第2条1項</b></p> <p><b>第一号 軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の30パーセントを超えるもの</b></p> <p>イ 3-ヒドロキシ-1-メチルピペリジン</p> <p>ロ フッ化カリウム</p> <p>ハ エチレンクロロヒドリン</p> <p>ニ ジメチルアミン</p> <p>ホ 塩酸ジメチルアミン</p> <p>ヘ フッ化水素</p> <p>ト ベンジル酸メチル</p> <p>チ 3-キヌクリジノン</p> <p>リ ピナコロン</p> <p>ヌ シアン化カリウム</p> <p>ル 一水素二フッ化カリウム</p> <p>ヲ 一水素二フッ化アンモニウム</p> <p>ワ 一水素二フッ化ナトリウム</p> <p>カ フッ化ナトリウム</p> <p>ヨ シアン化ナトリウム</p> <p>タ 五硫化リン</p> <p>レ ジイソプロピルアミン</p> <p>ソ 2-ジエチルアミノエタノール</p> <p>ツ 硫化ナトリウム</p> <p>ネ トリエタノールアミン塩酸塩</p> |

|                                                                                                                                                                                      |                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ナ                                                                                                                                                                                    | 垂リン酸トリイソプロピル       |
| ラ                                                                                                                                                                                    | ジエチルチオリン酸          |
| ム                                                                                                                                                                                    | ジエチルジチオリン酸         |
| ウ                                                                                                                                                                                    | ヘキサフルオロケイ酸ナトリウム    |
| ヰ                                                                                                                                                                                    | ジエチルアミン            |
| ノ                                                                                                                                                                                    | メチルホスホロジクロリダート     |
| オ                                                                                                                                                                                    | エチルホスホロジクロリダート     |
| ク                                                                                                                                                                                    | メチルホスホロジフロリダート     |
| ヤ                                                                                                                                                                                    | エチルホスホロジフロリダート     |
| マ                                                                                                                                                                                    | ジエチルクロロホスファイト      |
| ケ                                                                                                                                                                                    | クロロフルオロメチルホスフェート   |
| フ                                                                                                                                                                                    | クロロフルオロエチルホスフェート   |
| コ                                                                                                                                                                                    | N・N－ジメチルホルムアミジン    |
| エ                                                                                                                                                                                    | N・N－ジエチルホルムアミジン    |
| テ                                                                                                                                                                                    | N・N－ジプロピルホルムアミジン   |
| ア                                                                                                                                                                                    | N・N－ジイソプロピルホルムアミジン |
| サ                                                                                                                                                                                    | N・N－ジメチルアセトアミジン    |
| キ                                                                                                                                                                                    | N・N－ジエチルアセトアミジン    |
| ユ                                                                                                                                                                                    | N・N－ジプロピルアセトアミジン   |
| メ                                                                                                                                                                                    | N・N－ジメチルプロパノアミジン   |
| ミ                                                                                                                                                                                    | N・N－ジエチルプロパノアミジン   |
| シ                                                                                                                                                                                    | N・N－ジプロピルプロパノアミジン  |
| ヱ                                                                                                                                                                                    | N・N－ジメチルブタノアミジン    |
| ヒ                                                                                                                                                                                    | N・N－ジエチルブタノアミジン    |
| モ                                                                                                                                                                                    | N・N－ジプロピルブタノアミジン   |
| セ                                                                                                                                                                                    | N・N－ジイソプロピルブタノアミジン |
| ス                                                                                                                                                                                    | N・N－ジメチルイソブタノアミジン  |
| ン                                                                                                                                                                                    | N・N－ジエチルイソブタノアミジン  |
| イイ                                                                                                                                                                                   | N・N－ジプロピルイソブタノアミジン |
| <p><b>第二号 軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物（イからトまでに該当する物質を含む混合物にあっては、イからハまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の一パーセントを超えるもの又はニからトまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるものに限る。）</b></p> |                    |

|                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ                                                                                                                                                                                      | Ｏ・Ｏ-ジエチル＝Ｓ－〔２－（ジエチルアミノ）エチル〕＝ホスホロチオラート並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類                                                                                                           |
| ロ                                                                                                                                                                                      | １・１・３・３・３－ペンタフルオロ－２－（トリフルオロメチル）－１－プロペン                                                                                                                               |
| ハ                                                                                                                                                                                      | ３－キヌクリジニル＝ベンジラート                                                                                                                                                     |
| ニ                                                                                                                                                                                      | 二塩化カルボニル                                                                                                                                                             |
| ホ                                                                                                                                                                                      | 塩化シアン                                                                                                                                                                |
| ヘ                                                                                                                                                                                      | シアン化水素                                                                                                                                                               |
| ト                                                                                                                                                                                      | トリクロロニトロメタン                                                                                                                                                          |
| <b>第三号 軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物（ヘからヤまでに該当する物質を含む混合物にあっては、ヘからタまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の一〇パーセントを超えるもの又はレからヤまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるものに限る。）</b> |                                                                                                                                                                      |
| イ                                                                                                                                                                                      | アルキルホスホニルジフルオリド（アルキル基の炭素数が３以下であるものに限る。）                                                                                                                              |
| ロ                                                                                                                                                                                      | Ｏ－アルキル＝Ｏ－２－ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホニット（Ｏ－アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、Ｏ－アルキルのアルキル基の炭素数が１０以下であり、かつ、Ｏ－２－ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が３以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 |
| ハ                                                                                                                                                                                      | Ｏ－２－ジアルキルアミノエチル＝ヒドロゲン＝アルキルホスホニット（Ｏ－２－ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が３以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類                                                            |
| ニ                                                                                                                                                                                      | Ｏ－イソプロピル＝メチルホスホノクロリダート                                                                                                                                               |
| ホ                                                                                                                                                                                      | Ｏ－ピナコリル＝メチルホスホノクロリダート                                                                                                                                                |
| ヘ                                                                                                                                                                                      | 炭素数が３以下である１のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物                                                                                                                        |
| ト                                                                                                                                                                                      | Ｎ・Ｎ－ジアルキルホスホルアミジク＝ジハリド（アルキル基の炭素数が３以下であるものに限る。）                                                                                                                       |
| チ                                                                                                                                                                                      | ジアルキル＝Ｎ・Ｎ－ジアルキルホスホルアミダート（ジアルキル及びＮ・Ｎ－ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が３以下であるものに限る。）                                                                                           |
| リ                                                                                                                                                                                      | 三塩化ヒ素                                                                                                                                                                |
| ヌ                                                                                                                                                                                      | ２・２－ジフェニル－２－ヒドロキシ酢酸                                                                                                                                                  |
| ル                                                                                                                                                                                      | キヌクリジン－３－オール                                                                                                                                                         |
| ヲ                                                                                                                                                                                      | Ｎ・Ｎ－ジアルキルアミノエチル－２－クロリド（アルキル基の炭素数が３以下であるものに限る。）及びそのプロトン化塩類                                                                                                            |
| ワ                                                                                                                                                                                      | Ｎ・Ｎ－ジアルキルアミノエタン－２－オール（アルキル基の炭素数が３以下であるものに限る。）                                                                                                                        |

|   |                                                                                                              |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | 限る。) 及びそのプロトン化塩類                                                                                             |
| カ | N・N－ジアルキルアミノエタン－2－チオール（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。2－ジイソプロピルアミノエタンチオールを含む。）及びそのプロトン化塩類（2－ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。） |
| ヨ | ビス（2－ヒドロキシエチル）スルフィド                                                                                          |
| タ | 3・3－ジメチルブタン－2－オール                                                                                            |
| レ | 塩化ホスホリル                                                                                                      |
| ソ | 三塩化リン                                                                                                        |
| ツ | 五塩化リン                                                                                                        |
| ネ | 亜リン酸トリメチル                                                                                                    |
| ナ | 亜リン酸トリエチル                                                                                                    |
| ラ | 亜リン酸ジメチル                                                                                                     |
| ム | 亜リン酸ジエチル                                                                                                     |
| ウ | 一塩化硫黄                                                                                                        |
| 母 | 二塩化硫黄                                                                                                        |
| ノ | 塩化チオニル                                                                                                       |
| オ | エチルジエタノールアミン                                                                                                 |
| ク | メチルジエタノールアミン                                                                                                 |
| ヤ | トリエタノールアミン                                                                                                   |

付属資料－2

〇〇〇〇化学品販売(株)  
〇〇〇化学品営業部長殿

年 月 日  
☆☆☆☆化学工業(株)

悪用防止対象化学物質に関わる通知書(例)

「悪用防止対象物質の流通管理」の周知徹底のお願い  
及び弊社の「対象化学物質」のご通知とその取扱に関する件

拝啓 時下益々、ご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につき格別のご愛顧を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、今般(社)日本化学工業協会の「悪用防止対象化学物質の流通管理の指針」に基づき、弊社においては「悪用防止対象化学物質」として別添のリストに記載する製品を管理することと致しました。

弊社におきましては、従前より関係法令等の遵守のための諸施策を講じておるところであります。が、本要請の趣旨を認識するとともに、より一階の管理の徹底を図る所存であります。

つきましては、添付の弊社「悪用防止対象化学物質リスト」に掲げた品目については、下記の「確認書」の遵守事項をご理解の上お取扱頂きたくお願い申し上げます。

なお、ご確認頂けましたら下記の「確認書」にご署名又は押印の上ご返送下さいますようご協力をお願い申し上げます。

付属資料－3

☆☆☆☆化学工業(株)  
☆☆☆☆営業部長殿

〇〇〇〇化学品販売(株)  
〇〇〇〇〇化学品営業部長

悪用防止対象化学物質に関わる確認書(例)

弊社が貴社から購入する、又は見本品として提供を受ける貴社製品のうち、貴社から「悪用防止対象化学物質」に該当する旨ご通知を頂いた添付資料の貴社「悪用防止対象化学物質リスト」の製品については、その取引に関し、次の事項を確認致します。

1. 弊社は、該当製品を使用あるいは第三者に販売し、又は譲り渡す場合は、不正な転用を防止するため、適切な管理を行う。
2. 弊社は、該当製品の余剰品及び在庫品を廃棄する場合は、当社の責任において完全に処理・処分し、第三者により不正に使用されないようにする。
3. 弊社は、該当製品に関係する法令等を遵守するため、適切なる管理を行う。
4. 弊社は、該当製品を第3者に販売し、又は譲り渡す場合には、販売先又は譲り渡し先に対して、上記 1. 2.及び 3.の内容を文書で通知し、確認を取る。
5. その他関連する情報を入手した場合には、それを貴社に提供する。

付属資料－2 別表

〇〇〇〇化学品販売(株)

〇〇〇化学品営業部長殿

年 月 日

☆☆☆☆化学工業(株)

(一社)日本化学工業協会「悪用防止対象化学物質の流通管理の指針」に基づき、弊社が貴社に納入している化学物質の内、  
流通管理を行う対象化学物質は下記のとおりです。該当品の悪用防止にご協力下さい。

| 悪用防止<br>対象化学物質<br>名称 | CAS番号 | 商品名 | 銘柄名 | 荷姿 | 製造事業者名 | 該当法令 | 備 考<br>(対象化学物質の濃度等) |
|----------------------|-------|-----|-----|----|--------|------|---------------------|
|                      |       |     |     |    |        |      |                     |
|                      |       |     |     |    |        |      |                     |
|                      |       |     |     |    |        |      |                     |
|                      |       |     |     |    |        |      |                     |
|                      |       |     |     |    |        |      |                     |
|                      |       |     |     |    |        |      |                     |
|                      |       |     |     |    |        |      |                     |
|                      |       |     |     |    |        |      |                     |
|                      |       |     |     |    |        |      |                     |

「悪用防止対象化学物質の流通管理の指針」改訂委員

委 員 (五十音順)

大野 博信:三菱ケミカル株式会社 環境安全部 環安推進セクション マネージャー

高垣 宜和:株式会社大阪ソーダ 生産技術本部 CSR推進部長

徳重 諭 :一般社団法人 日本化学品輸出入協会 化学物質安全・環境部長

前田 和也:一般社団法人 日本産業・医療ガス協会

技術・保安グループ 常務執行役員

松淵 定之:クロップライフジャパン 安全広報部 担当部長

オブザーバー

大木 教子:経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課

化学兵器・麻薬原料等規制対策室 室長補佐